

令和6年12月11日

健康福祉部高齢者福祉課

043-223-2445

介護事業者向けカスタマーハラスメントの無料法律相談窓口の開設について

県では、介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、県内の介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方を対象として、介護サービスの利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントへの対応に関する法律相談の窓口を設置します。

1 対象者

千葉県内にある介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方（管理者、施設長）を対象とします。なお、実際に相談いただく際は、ハラスメントを受けている職員の方も同席いただけます。

2 対象案件

以下の要件をいずれも満たす案件を対象とします。

- (1) 介護現場における案件であること。
- (2) 利用者本人又はその家族等によるカスタマーハラスメントの案件であること。

3 法律相談の概要

千葉県弁護士会に所属する弁護士が法律相談に応じます。

(1) 相談日等

相談日	時間	
令和7年1月22日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時
令和7年1月29日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時
令和7年2月5日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時
令和7年2月19日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時
令和7年3月5日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時
令和7年3月19日（水）	①午後2時～午後3時	②午後3時～午後4時

(2) 相談方法

面談又はオンライン（Zoom）

(3) 相談場所（面談の場合）

千葉県庁 本庁舎12階 健康福祉部高齢者福祉課 介護保険審査室

(4) 相談時間

1時間以内とします。

(5) 相談費用

無料

4 申込方法

相談を希望される場合は、必ず事前に県へ申込みを行っていただくようお願いします。
なお、本日から申込みを受け付けます。

(1) 申込期間

希望する相談日の7営業日前まで

(2) 申込方法

ア 県ホームページに掲載するリンク先「ちば電子申請サービス」からの申込み

イ 県ホームページに掲載する申込書の様式により、電子メールで申込み

ウ 電話による申込み（申込みの際は、事業所の名称・所在地、相談者の職氏名・連絡先、相談希望日、希望する相談方法、相談内容等をお伝えいただきますようお願いします。）

(3) 申込先・連絡先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護事業者指導班

電 話：043-223-2395、2386

メール：kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

(4) 申込後の流れ

県で申込内容を確認させていただいた後、申込結果について連絡をさせていただきます。申込みが多数の場合、相談日を調整させていただく場合があります。

5 留意事項

(1) 相談の回数は、1案件につき原則1回とします。

ただし、相談内容やその後の状況に鑑み、1回のみ追加で相談することができます。

(2) 介護職員個人ではなく、事業所として申込みを行っていただくようお願いします。

(3) 先着順のため、定員に達した場合には、申込後でも御利用いただけない場合があります。

(4) 相談日までに資料を提出していただく場合があります。

(5) 相談内容を具体的に解決するまでの訴訟手続、交渉等は行いません。

(6) 契約書等の書類作成は行いません。

(7) 相談者と担当弁護士が利益相反につながると判断される場合は、途中でも相談を中止する場合があります。

(8) 相談実施後は、アンケートの提出をお願いします。